

1. 事故概要と検討会議の設置等の経緯

1.1. 事故概要

令和2年11月14日（土曜日）午後8時頃、上関大橋 A2 橋台部において主桁端部が浮き上がったことにより路面に約 20cm の段差が生じ、この段差に乗用車 1 台が衝突する事故が発生した。衝突した乗用車は車両前面が破損し、乗車していた 2 名が負傷した。

県では、上関大橋を事故発生直後から全面通行止めとし、緊急外観調査を行った後、令和2年11月15日（日曜日）午後6時から緊急車両のみの通行を可能とした。その後、A2 橋台部の橋面にカウンターウエイトとして鋼板を敷設する等の応急措置を行った上で、令和2年11月18日（水曜日）午後6時から、橋上 1 台ずつの片側交互通行とした。

1.2. 上関大橋復旧検討会議の設置

1.2.1. 目的

次頁の設置要綱に示すとおり、損傷した上関大橋の本復旧工法に関することや上関大橋と同じ構造を持つ橋梁の調査方針について、専門的知見から助言することを目的として、「上関大橋復旧検討会議（以下、「検討会議」と記す）」が令和2年11月20日、県により設置された。

1.2.2. 構成

検討会議は以下の委員により構成された。

座長	麻生 稔彦	山口大学大学院創成科学研究科工学系学域	社会建設工学分野教授
委員	吉武 勇	山口大学大学院創成科学研究科工学系学域	社会建設工学分野教授
委員	白戸 真大	国土交通省国土技術政策総合研究所	道路構造物研究部 橋梁研究室長
委員	石田 雅博	国立研究開発法人土木研究所	構造物メンテナンス研究センター 上席研究員
委員	飯分 優	国土交通省中国地方整備局	道路部 道路保全企画官
委員	藤原 博明	国土交通省中国地方整備局	中国道路メンテナンスセンター長
委員	藤原 保久	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	保全補修委員会 保全補修部会長（～2021年7月）
委員	安藤 直文	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	保全補修委員会 保全補修部会長（2021年8月～）
委員	森岡 弘道	山口県土木建築部	審議監（～2021年7月）
委員	片山 克浩	山口県土木建築部	審議監（2021年8月～）

1.2.3. 開催経緯

第1回検討会議	令和2年11月24日
第2回検討会議	令和2年12月14日
第3回検討会議	令和3年1月29日
第4回検討会議	令和3年8月10日

上関大橋復旧検討会議設置要綱

(目的)

第1条 上関大橋復旧検討会議（以下「検討会議」という。）は、損傷した上関大橋の復旧工法について、専門的な見地から助言することを目的として設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長及び委員は、別表のとおりとする。

3 本要綱第1条の目的を達成するために、別表に示す者以外の者を追加する必要がある場合は、検討会議で協議のうえ座長が決定する。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について助言をおこなう。

(1) 上関大橋の本復旧工法に関すること。

(2) 山口県が管理する上関大橋と同じ構造を持つ橋梁の調査方針などに関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、会議を適切に行うため特に必要と認められること。

(検討会議)

第4条 検討会議は、座長が招集する。

2 検討会議の議長は、座長をもって充てる。

3 検討会議は、委員の過半数の出席により開催することができることとし、代理出席の可否は委員で協議の上座長が決定する。

(守秘義務)

第5条 座長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局を、山口県土木建築部道路整備課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。